

道の駅くしまだより

たなか ひでゆき
田中 秀幸

令和4年10月、副店長として道の駅くしまのスタッフの一員となり、令和5年1月、晴れて店長に。座右の銘は、やらないで後悔するより、やって後悔しろ。趣味は、数学、将棋、人狼ゲーム。

道の駅くしま発

食いしん坊店長の
おすすめの逸品

道の駅くしま ☎72-0800

令和5年4月末現在
累計来駅者数
(令和3年4月～令和5年3月末)
884,498人

100万人まであと
15502人

私のこの立派な体を見ていただければ分かるように、おいしいものには目がありません。そんな私がオススメする道の駅くしまのおいしい逸品を紹介するコーナーです。

串間屋 「ブリの煮つけ」

(小) 550円(税込)
(大) 1,480円(税込)



「くしま獲れ」のブリを使用したブリカマの煮付け。食べ応えがあるように、あえて身を多く残した「カマ」と呼ぶにはぜいたくな逸品。

お皿に盛りつけるとこの迫力!! ご年配の方はもちろん、お子さんからも大好評です!!

これ、本当にごはん何杯でもイケちゃいます。いや～幸せ。

煮汁がたっぷり入っているので、お好みの具材と一緒に煮込んでも◎。僕は太根かな～。



イベント情報

道の駅くしまは**今月6月、来場者100万人**を突破する見込みです。

これもひとえに皆さまのおかげです。ありがとうございます。

ということで…、**6/24(土)、25(日)に「道の駅くしま100万人突破感謝祭(仮)」**を開催いたします。

当日は、道の駅くしま応援隊の小田加奈子さんやくしま太鼓神童の皆さまなどにステージを盛り上げていただきます。

来ていただいた皆さまが笑顔になるようなイベントを目指して準備しておりますので、来て、見て、笑って、お祝いしましょう!!

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象＝遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時＝6月11日(日)午前8時～正午
- 場所＝日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他＝平日に事前の電話受付をいたします(午前8時半～午後5時)。なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。

問 日南公証役場 ☎23-5430

②行政相談

- 相談対象＝行政に対する意見や要望、相談など
- 日時＝6月26日(月)午前9時～正午
- 場所＝市役所1階B会議室

問 市民生活課生活環境係

☎72-1356

③法律相談

- 相談対象＝ご近所トラブル、離婚、

相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など

- 日時＝6月19日(月)午後1時～終了次第(要予約)
- 場所＝市総合保健福祉センター

問 串間市社会福祉協議会

☎72-6943

④人権相談

- 相談対象＝セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所

①6月1日(木)午前10時～午後3時
市役所地下D会議室

②7月10日(月)午前10時～午後3時
市木支所

問 総務課総務係 ☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象＝高齢、障害、遺族などの年金請求および相談
- 日時・場所

①6月1日(木)午前10時～午後3時

市役所1階B会議室

②7月6日(木)午前10時～午後3時
市役所地下C会議室

- その他＝事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。

※予約受付時間＝平日午前8時半～午後5時15分

問 市民生活課市民係 ☎72-1117
都城年金事務所

☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象＝消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時＝6月20日(火)午前10時～午後3時
- 場所＝市民生活課市民相談室
- その他＝事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。

問 日南串間消費者生活センター
☎23-4390



警察署だより

問 串間警察署 ☎72-0110 警察安全相談#9110

横断歩道は歩行者が優先です!

1 横断歩道上の交通事故が多発しています

- ・令和5年4月21日、都城市内の横断歩道を渡っていた80歳代の女性が、走行してきた車にはねられる交通人身事故が発生。
- ・令和5年4月22日、門川町内の横断歩道を渡っていた80歳代の女性が、走行してきた車にはねられる交通人身事故が発生。

2 注意点

- ・横断歩道に接近するときは、横断歩道の手前で止まれる速度で進行しなければなりません。
- ・横断している、または横断しようとしている歩行者がいたら一旦停止し、歩行者の通行を妨げてはいけません。
- ・横断歩道の手前で停止している車の側方を通過するときは、一時停止しなければいけません。
- ・横断歩道とその手前30メートル以内では、前を走る車の追い越し、追い抜きをしてはいけません。

3 違反すると…!!

道路交通法の**横断歩行者等妨害等違反**になります。

3月以下の懲役または5万円以下の罰金		
※違反点 2点		
反則金	大型車	1万2千円
	普通車	9千円
	二輪車	7千円
	原付	6千円

交通ルールを守りましょう!

